

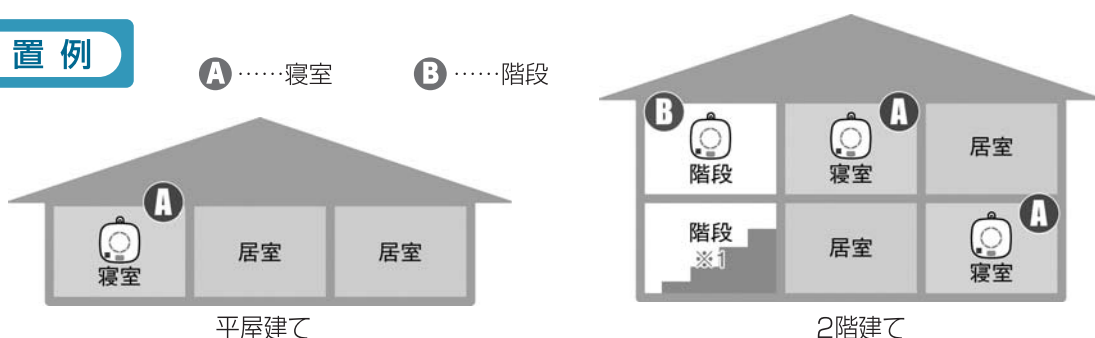
# 住宅用火災警報器を設置しましょう！

消防法の改正により、住宅用火災警報器を、**平成23年5月31日まで** にすべての住宅に設置することが義務付けられました。大切な命と財産を守るため、できるだけ早期に設置しましょう。

## 設置場所

住宅の寝室、寝室がある階の階段などに設置します。

## 設置例



## 住宅用火災警報器の販売先

電気店やホームセンター等で販売しています。



左記の「NSマーク」の付いた商品が推奨されています。



## 消防庁に寄せられた奏功事例

- 女性（90代）が、こんろに煮物の鍋をかけたまま放置し、居間でテレビを見ていたところ、煮物が焦げ、その煙により台所の壁に設置されている住宅用火災警報器が作動した。女性は警報器の警報音に気付かなかったが、隣人が警報音と焦げたような臭いに気づき、119番通報した。（名古屋市）
- 女性（80代）が、台所で天ぷらを揚げるためフライパンに食用油を入れてガスこんろに点火した後、その場を離れ放置したことにより出火した。台所に設置されている住宅用火災警報器が作動し火災に気づき、119番通報を行うとともに、初期消火を行った。（長崎県西彼杵郡）
- 居住者は、寝たばこをして就寝中のところ、住宅用火災警報器の警報音で目が覚め、ふとんから煙が出ていることに気づき、あわてて風呂場にもって行き、浴槽の水に浸した。（千葉市）

## 悪質な訪問販売に注意

消防職員や町職員などを装って家庭を訪問し『住宅用火災警報器』を売りつけ、不当に高額な請求をする業者が出現していますのでご注意ください。

### お問い合わせ先

- ・大隅曾於地区消防組合 消防本部予防課 099-482-5577
- ・大隅曾於地区消防組合 南部消防署 099-477-0119
- ・大崎町役場 総務課 消防交通係 099-476-1111（内線214）